

社会福祉法人みやこ福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みやこ福祉会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(実費弁償)

第3条 役員が理事会に出席したときは、次により実費弁償費を支払うことができる。

実 費 弁 償 (日額)
3,000 円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により実費弁償費を支払うことができる。

費 用 弁 償 (日額)
3,000 円

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とすることができる。

(役員及び評議員の報酬)

第4条 役員及び評議員は、無報酬とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	そ の 他
実 費	7,000 円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日より適用する。